

勿凝学問 95

あんまりいじめるとかわいそうだよ、民主党は何も考えていないんだから
冷静な社会保障論議、建設的な国づくり論議を妨げる諸悪の根源、「民主党年金改革案」考

2007年7月14日
慶應義塾大学 商学部
教授 権丈善一

是は是、非は非である。2週間後7月29日の参院選で、与党、野党、いずれが勝とうがどっちだっていいことではあるが、もし与党が負けるとするならば・・・下記は、ひと月前の先月6月16日に、ある医療関係者に送ったメールである。

- > 昨日は、つくばで開催された病院学会にシンポジストとして出席してまいりました。
- > みなさん真摯に討論されていました。
- > 今回の年金問題は、政治レベルで判断し決断することは終わっていますし、
- > すみやかに実行する段階に入っています。
- > 子どもの頃、「大阪城は誰がつくったでしょう?」、「秀吉!」
- > 「ブー。大工さんでしたあ」と言って遊んだりしていましたけど、
- > 今回の年金問題は、後は大工さんたちによる実務レベルの仕事が残るのみ。
- > それに対して医療問題は政治レベルの判断そのものが手つかずのままです。
- > 彼らが今申し訳程度に考えている対策で良いはずがない。
- > 昨日のシンポジウムでは、「与党が年金で負けたと思ったら医療は変わりません。
- > 医療で追いつめないと医療は変わりません」と話して参りました。

政治を是々非々で判断する浮動票であることを愉しみながら、近い将来与党になる政党から積極的な医療政策を引き出すために圧力をかけ続ける。選挙当日になっても近い将来与党になる政党が経済界におもねるあまりに医療費抑制を継続する姿勢を示すのであれば、その政党にだけは医療関係者総出で拒否権を発動する。無記名投票なのだから、自分が所属する医療団体が、ある政治家や政党を支持していたとしてもみずからは浮動票を演じて、気に入った政党に投票する。小選挙区制は、ひとりの政治家の力を限りなく弱め、党本部が政策形成の実権をにぎる党集権的な権力分布を帰結するため、小選挙区制の下では川上に位置する政党が方針を変えなければ政策は決して変わらない。ゆえに、医療関係者がひとりの政治家を支援したりする古典的な政治活動はほとんど意味がなくなり、党本部に圧力をかける方法を考えなければならない。IV巻全体でのメッセージは、そういうことである——ということで、今日もひと仕事して遊んでみるとする。

さて、7月11日に開催された記者クラブ主催の7党首論戦の場で、民主党はこの世に生をうけてはじめて、「最低保障年金の全額給付対象は年収600万円前後まで、最低保障年金をもらえなくなるのは1,200万円超」と明言したらしい（7月12日のおそらく新聞全部による）。

ここに至る（ここまで民主党が追いつめられた？）きっかけは、7月1日の自民・民主党首討論の中での次のようなやりとりであろう。

小沢氏)

私どもは、基礎年金については、7万円弱の金額を支払う。ただし、所得制限を付けてやる仕組みをやりたいと思っているので、総額13兆円とみている。・・・

安倍首相)

・・・民主党の案としては、基礎年金、これは最低保障年金ということであると、6万6000円という計算になると思います。そうなりますと給付全体は22兆円になります。その中で、これは所得について制限をしていくということで、13兆円とおっしゃった、ということは、半分の人しかもらえないじゃないですか。半分の人しかもらえないというのが皆さんの基礎年金なんじゃないですか。いかにこの話がちゃんと詰めた話でないということの私は証明ではないかということをおっしゃるを得ないとこのように思う訳でございます。

さすがに、「半分のひとしかもらえないというのが皆さんの基礎年金なんじゃないか」には、民主党も弱ってしまったようである。7月1日の党首討論から10日経った7月11日に、年収600万円から基礎年金を減額して1,200万円で給付はストップすると口にしてしまったわけである。

なあんだ、たった10日間で答えが出せるんだったら、もっと早く言ってくれれば良かったのに。僕が所得制限のあり方をちゃんと説明しようよと民主党に向けて問いはじめてから回答が出てくるまで、なんと1180日も待たされてしまった（計算しました）。さすが首相だよ、10日間で答えを引っ張り出すなんて。

なにを言っているかを説明するとなると、経緯は次のようになる。

日付	僕の記憶事項	日数
2004年4月7日	民主党 年金改革案国会提出(最低保障年金をはじめて提示)	
2004年4月17日	勿凝学問7脱稿(最低保障年金の所得制限のあり方を問う)	0
2007年7月1日	自民・民主党首討論	1170
2007年7月11日	民主党 最低保障年金(基礎年金?)の所得制限の骨格をはじめ口に?	1180

2004年4月17日、民主党はたった12頁しかない年金改革案を国会に提出(2月10日には461頁からなる与党案は国会に提出されていた)。この時の民主党年金改革法案で、最低保障年金をはじめて提示された。

その10日後の2004年4月17日、わたくしは勿凝学問7のなかで、次のように民主党案を批判する。

最低保障年金とは、低所得者に厚く国庫負担を給付し、所得が上昇するにつれて給付額は減っていき、そしてどこかの所得階層において最低保障年金の恩恵は消滅する。民主党案のなかでは、どの所得層あたりで、最低保障年金の給付が終了するのかが明らかにされていない。したがってどの所得階層あたりから、新設される消費税の支払額と最低保障年金の受給額との間の純便益がマイナスになるのかを知ることとはできない。

ここで、新設される消費税とは、当時彼らが言っていた年金目的消費税3%のことである。その後彼らは、小沢代表の下、年金目的消費税3%の新設を取りやめ、現行の消費税5%をそのまま年金目的消費税とみなすことにした。この点さえ注意して読んでもらえば上記の文章は、一文字も変更する必要はない。

さて、上述の勿凝学問7の脱稿後、わたくしは、何度も何度も、民主党に、基礎年金の所得制限のあり方を具体的に示すようにと書きつづけてきた——のであるが、無視されつづけてきた。でもまあ、わたくしが書いても誰も読んでくれないわけで、たとえば、先日出版された盛山和夫先生の『年金問題の正しい考え方』には、勿凝学問7を収めた『医療年金問題の考え方』なんかは、参考文献に入っていない(涙)。去年7月と今年1月の2度ほど東大に呼ばれて2回とも先生の前で年金の話をしたんだけどなあ。「正しくない考え方」だったから無視されたかな(笑)¹。

でも、民主党の議員は、僕がどのような問いを彼らになげかけてきたのかは知っている、ことを僕は知っている。民主党政調会主催の勉強会に呼ばれて話してきたのであるから、

¹ ということですので、わたくしに感想を問い合わせる連絡は、もうやめてくださいね、みなさま。ご指摘のように、すべてではないが多くの主張が他の年金論者と比べて似ています。もう一度言うておくと、主張が似ているのは、すべてではありません。

当たり前である（「勿凝学問 36 [どの世界にもいるはずの気概のある異端たちへ](#)」『Ⅲ巻』所収）。そして、彼らの何人かが僕のホームページを読んでいることも知っている。

といっても、民主党に基礎年金の所得制限のあり方を示そうよと提案しつづけてきたのは、彼らは何も考えていないのだから答えるのは無理だろうと思って、彼らをからかって遊んでいただけなのであった。けどなんとこの度、年収 600 万円から所得制限を課していき 1,200 万円まで基礎年金をストップすると、彼ら民主党は公言してしまったのである。先にも論じたように、民主党がそうしたことを言わざるを得なくなった原因は、7 月 1 日の党首討論にあったはずである。

この言葉をとらえて・・・

小沢氏が 11 日の党首討論会で最低保障年金をもらえなくなる所得制限を「年収 1200 万円超」と説明したことも批判的に。自民党の中川秀直幹事長は「民主党案では、基礎年金がもらえる人は半分になる。まさに国民皆年金ではなく、国民半年金だ」と攻撃。中川昭一政調会長は「気を付けよう、甘い言葉と民主党」、公明党の太田代表も「民主党の年金政策はいい加減。無責任なことを言っているのが民主党」と批判した。

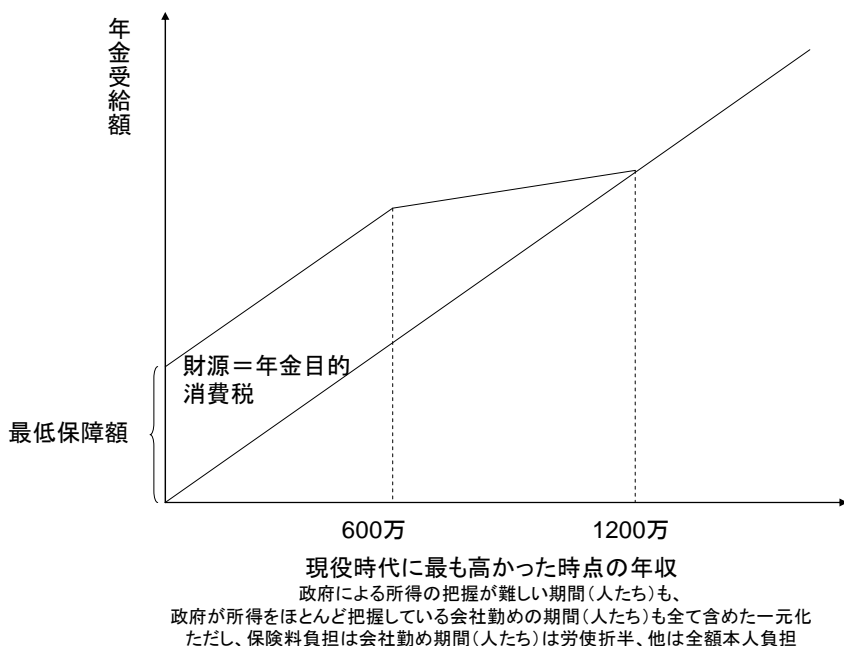
『朝日新聞』2007 年 7 月 13 日朝刊

あはは、なかなか、ウマイウマイ（笑）。

ついでに言うておけば、600 万とか 1,200 万円ってのは、いったいいつの所得のことなんですか？と言つて遊ぶのもイキかな。

たとえば生活保護ならば、ミーンズ・テストの結果に基づいて給付額が決められるのであるが、その場合、ミーンズ・テストと生活保護の給付に時間的間隔がないから不都合はない。けど、年金の場合はねえ。所得を稼ぎ保険料を払いつづけている現役時から年金を受給するまでの間に時間があるんですよ。この点、民主党事務局は「現役時代に最も高かった時点の年収」と説明しているらしいけど（『毎日新聞』2007 年 7 月 14 日朝刊）、なんか笑えるね。現役時代に、あろうことか一瞬 600 万円を超えてしまった高齢者は、年をとってどんなに貧乏になっても基礎年金に所得制限を受ける。一瞬 1,200 万円を超えた運が良かったのか運が悪かったのか分からない人は、老後ホームレスになっても基礎年金をもらえないってことなのかな？ でもまあ、彼らがこれまで使ってきた図に基づいて判断するならば、報酬比例年金額を基準に基礎年金額が決まると考える方が素直だよなあ。でもそれだと、いろいろとコミカルなことがおこるんだけどね（笑）——でも、最近の彼らの言うことは、2004 年の頃とは、本質的なところでどうも違っているみたいなので、よく分からない。。。

民主党の年金改革案権丈流図式

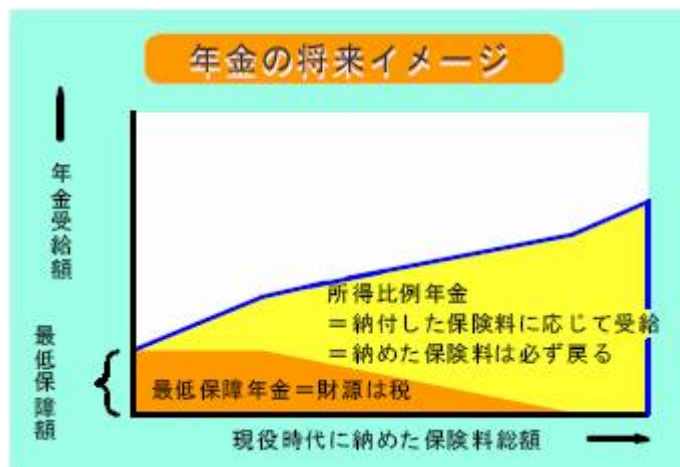


(民主党改革案に関する報道をもとに権丈が作成²⁾)

²⁾ 民主党は、スウェーデン年金との差別化を図るために、最低保障年金部分をどうしても下の方に描きたいみたいなのですが、彼らが言っていることは、ようするに、上の「民主党の年金改革案」に書いているようなものですよ——この図でおかしいところがありましたら、ご連絡ください。 > どなたか。

2004年時には、下記のように「横軸は現役時代に収めた保険料総額」であったが、今や「現役時代に最も高かった時点の年収」などと変身している。仮面ライダー世代であるわれわれにとっては、へ～んしんっ！は、嫌いではないのだが・・・。

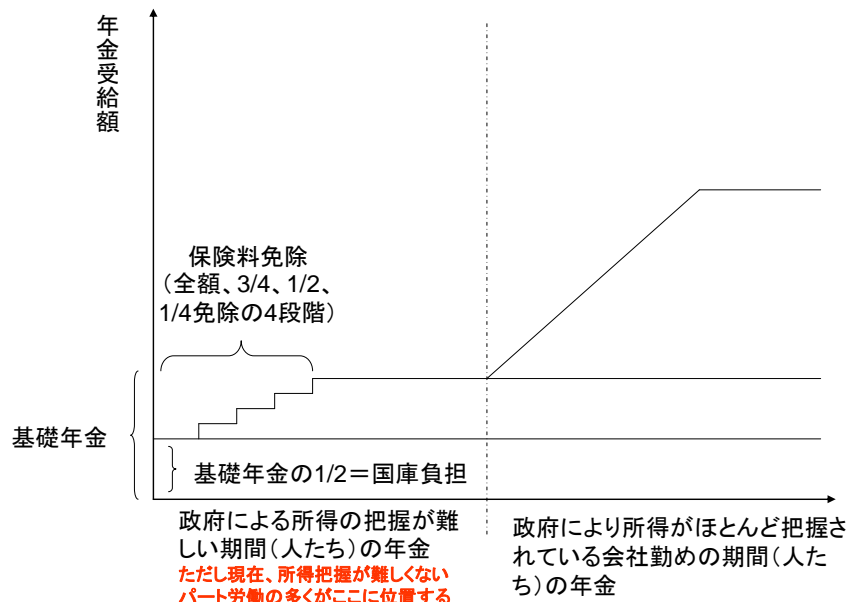
ちなみに、2004年時点では・・・



「民主党年金」をGoogleでイメージ検索して最初にヒットした民主党[民主党政策調査会](#)
[会長 松本たけあき氏のホームページ](#)より

なお、日本の公的年金については、わたくしには次のようにみえて仕方がない——基礎年金への国庫負担 2 分の 1・被用者年金一元化が実現した姿

日本の公的年金権丈流図式



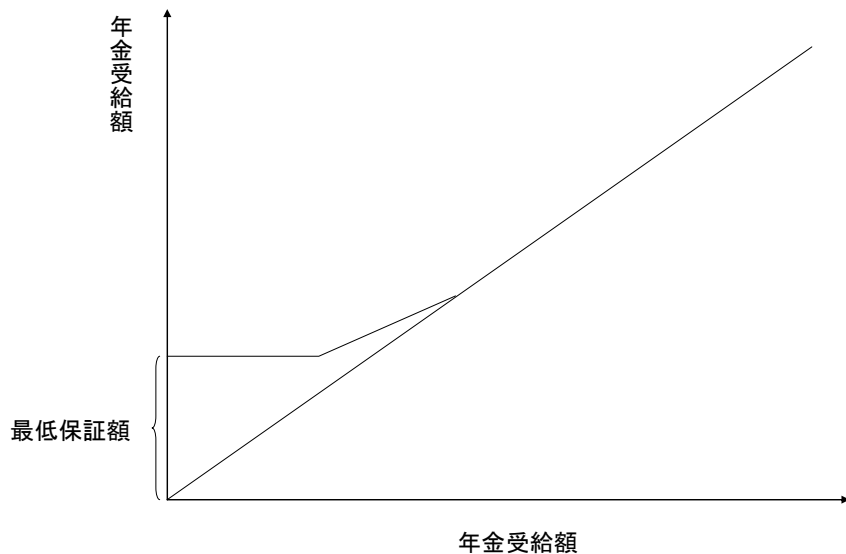
これを理解するくらい簡単な話ではないかい（それになんだ、あの、新聞なんかでよくみかける地図の工場マークのような工場のエントツが並んだ絵は！？）。

拠出履歴を基礎年金番号で一元管理すれば、コンピュータがある今の時代、制度上、どこに無理があるというのかを理解する方が難しい気もする・・・（被用者年金が一元化されようがされまいが、コンピュータがある今の時代、基礎年金番号を用いた一元管理の難易度はほとんど同じにみえて仕方がない）。

「2004年改正で、国民年金の保険料免除の刻みを細かくした結果、実質的に国民年金の保険料を所得比例に近いものになった。国民年金は事実上、所得比例年金に近づいたと理解している。昭和36年に制度を作った当時から、プランニングをやっている人たちには、所得比例の保険料・給付に変えたいという思いがあった。免除料率を細かく刻んだことによって、実質的にそちらに近づいているように思われる」（『[被用者年金各制度の比較分析と一元化に向けた課題に関する調査](#)』（参議院厚生労働委員会・ニッセイ基礎研）というのは高山憲之先生の言葉なんだけど、僕もそう思う。

それに、国民年金の保険料免除制度は、かりに誰かが所得を過少に申告して免除対象になることができたとしても、支払った保険料に比例して年金給付額は減額されるのであるから、所得捕捉率の差ゆえに生じる不公平問題——この問題は年金目的消費税を支払いながら最低保障年金を減額されたりまったくもらえない人たちの感情を思いっきりさかなで

所得制限の所得^なって何という問題（ちょっと難しい言葉で言えば所得制限における所得概念の規定）について、さあ、みんなで考えよう！——次から次に、もう、泥沼だね（笑）。それに民主党は、自営業者、農業者、無業者など、国民全員を含む一元化を掲げているのだから、いったん「所得制限のあり方」に触れ始めると收拾がつかなくなるんだよね。ちなみに、民主党が参考をしているらしいスウェーデンの年金は、こんな感じ。



注) 横軸は、民主党案は「現役時代に最も高かった年収」、スウェーデンは「年金受給額」である。
また、民主党は最低**保障**額、スウェーデンでは最低**保証**額である。

2004年に、スウェーデン年金のものまねと思われなくなかったのか、声の大きな中堅どころの政治家が、スウェーデンの最低保証年金を報酬比例年金の下の方に描き直したという話もあるけど、その瞬間、民主党案とスウェーデン年金は、制度の目的がまったく異質なものになってしまったと僕は思っている。

でもここまで民主党が追いつめられると、判官贔屓という日本人の美德が少なからず遺伝子に組み込まれているわたくしは民主党に同情したくなり、彼らにかわって弁解してあ

するはずの問題——を回避できる。この点、民主党の最低保障年金案とは根本的に性格が違う……。さらに言えば、免除手続は申請主義に則っているのだから、所得が低くても国民年金の保険料は満額支払って将来の年金額を充実させることを選択する自由も保証されている——はずだ。

げたくなるんですね。

僕ら民主党は、今回の参院選で、年金がこんなに盛り上がるなんて夢にも思っていなかった。だから、小沢代表が決まったときに、小沢代表の持論としての年金論と 2004 年時に僕ら民主党が国会に提出した年金論の間の矛盾を詰める必要性を感じていなかったんだよ——誰もまじめに民主党の年金論を検証したりしないだろうと思いきり油断していた。そのあたりのところは、「勿凝学問 88 [ニュースは分かったけど、民主党の年金改革案は相変わらずわからない](#)」を参照してほしいもんだ。

ところが予想に反して、年金問題がなんと盛り上がってしまった！

嬉しいやら悲しいやら(T_T)トホッ

年金盛り上がりのきっかけは年金記録問題だったんだけど、なんともこの問題だけでは、参院選まで持ちそうにない。そこで、この年金論の盛り上がりに乗じて制度論にまで持ち込み、参院選まで突っ切ろうと、軽く考えただけ。その間の事情は、こんな感じである。

勿凝学問 81 [年金教育をタダでやっている有り難きメディアたち——および、「政争の具と政治リスク」再考](#)

民主党と一部のメディアは、今回の「5000 万件の宙に浮いた年金」騒動では参院選まで順風が持ちそうにないとかかなり正しく認識しているようであり、そこで、この機に、彼らの奥の手である年金制度論にまで政府批判を発展させようとしているみたいでもある。しかし、老婆心ながら、その作戦、本当にうまくいくのかなあと心配してしまうのである。と同時に、今回の件を今回の件——政府与党から救済策を引き出したという民主党の功績——として終わらせることなく、年金制度論まで発展させようとしていることを切っ掛けとして、わたくしはその論法にはリスクがあることを示す、本稿これから先の文章を書くことになったと理解してもらえればと思う。

そしてマニフェスト選挙の影響を受けて、党首討論で年金改革について具体的な話しをしなくてはならなくなってしまった。7月1日の党首討論を見ていた記者さんたちの大方の感想は、わたくしに届いた「小沢さんも党首討論で墓穴を掘ってしまうわけですね」という感想が言い表していると思う。

- 参考資料

勿凝学問 89 [マニフェスト選挙と民主主義の運営コスト——6月27日のブレア首相辞任に思うことなど](#)

こりゃ困ったことになったなあ(^^ゞホッポリ——となって、(新聞によると民主党にもあるらしいシンクタンクがおそらく試算して³⁾ 7月11日の小沢代表の「年収600万円から所得制限を課していき1,200万円まで基礎年金をストップ」するという発言になったわけである。選挙まで残り2週間。なんとか逃げ切れるんじゃないか。どうせ、今回の選挙に勝っても、与党になれるわけでもないんだし。所得制限について頼被りをして失う票よりも、打って出て失う票の方が少ないんじゃないか——ここに2004年当時の民主党執行部(シンクタンク?)とのしたたかさの差がでていような気がしないでもないですけどね(笑)。

年金改革案については、あんまり民主党をいじめてはかわいそうですよ。彼らは、昔からず〜っと今まで、何も考えていないんだから。僕は前々からメディア関係の人に言っているんだけど、メディアがもつ最大の武器は「批判」だと思っているかもしれないけど、そうではないんだよねえ——あなた方が持つ最大の武器は「無視」。話しにならぬと無視すること。

7党による年金改革案——なんて報道、いいかげん、やめたらどうかな(笑)。

これを読んでいるはずの学生さんたち——7つの党の全部の名前を言えたら、僕から政治オタクだとからかわれること、請け合いだっ。

本稿最後に、今日から遡ること、1183日前に書いた、2004年民主党年金改革案への感想を再掲しておきます。現行5%の消費税を、彼らがネーミングしたいように「5%の年金目的消費税」とみなせば、一文字も変える必要がないね。「野党案は財源が不明確な点で問題在り！」なんてメディアは論じて遊んでいるけど、財源以前の問題なんだよ、彼らの問題は——ところで、今から読んでもらう文章を自分でながめて思うことは、1183日前は、僕はまじめな口調で文章を書いていたみたいだ・・・。

勿凝学問7 [2004年、年金と政治、そして将来の考え方](#)

『医療年金問題の考え方——再分配政策の政治経済学Ⅲ巻』pp.196-200.

財源を年金目的消費税に求める選択肢について

公的年金の財源を社会保険料で調達する強みは、この制度が、同世代の中で人よりも多くの保険料を支払えば人よりも多くの給付を約束しているという特徴をもっていることである。この点を、まず確認しておく。そこで次に、最近まで——スウェーデンの最低保証年金が登場するまで——わが国でも多くの経済学者が強く主張していた、現行の基礎年金を全額、年金目的消費税でまかなうという方式について考えてみよう。この方式を主張

³ 「民主党のシンクタンクは消費税5%と保険料一五%で、現行制度での受給額を維持できると試算している」(『日経新聞』2007年7月11日朝刊)なる記事を読んだとき、えっ、民主党にシンクタンクがあったのかと朝から新鮮な感動を覚えてしまった。

するブームは、幸いにも実行に移されることもなく、終わってしまった。その理由は、現行基礎年金への年金目的消費税導入というアイデアは、2003年3月にわたくしが脱稿した原稿のなかで、「<高所得者にも低所得者にも同じように租税を用いて給付を行うことは公平であろうか?>という、いわゆる<公平論>の高まりという形で⁴ [批判される]」と指摘した程度のアイデアでしかなかったからである。

・・・中略・・・

スウェーデンの **Minimum Pension** の趣を模した「最低保証年金」が、日本で広く言われるようになり、民主党案の「最低保障年金」もこれを踏襲した。ここで思考を一步踏み留めて考えておきたいことは、民主党案が想定する最低保障年金を成立させるために、日本では年金目的消費税の新設が必要なまでに追加的な税を、これから年金制度に投入しなければならないということである。最低保障年金とは、低所得者に厚く国庫負担を給付し、所得が上昇するにつれて給付額は減っていき、そしてどこかの所得階層において最低保障年金の恩恵は消滅する。民主党案のなかでは、どの所得層あたりで、最低保障年金の給付が終了するのかが明らかにされていない。したがってどの所得階層あたりから、新設される消費税の支払額と最低保障年金の受給額との間の純便益がマイナスになるのかを知ることができない。

ところで、最低保障年金を年金目的消費税でまかなう案を評価する上で重要なポイントは、相当に多くの者にとっては、新設が計画されている年金目的消費税——正確には「最低保障年金目的税」と呼んだ方がベター——は、給付の見返りなしに支払いつづけなければならない税にすぎないということである。ここで、この節の冒頭で述べた、公的年金の財源を社会保険方式で調達するということは、人よりも多く支払えば人よりも多くの給付が約束されるという特徴をもっている点にあることを思い出してみよう。これに対して、最低保障年金目的消費税は、人よりも多く支払っても自分の給付にはまったく反映されない人が、中高所得層に相当数発生する。こうしたことを考えると、わたくしには、段階保険料方式を想定している政府案よりも、民主党案——保険料率は現行水準に据え置いておき、今後は年金目的消費税による税収を年金制度に投入して財源をまかなう——の方に肩入れして、「これしかない」と論じる気にはなかなかないのである。

さらに、年金に投入する消費税を目的税化しておけば、財源は安定的に確保されるようになり、したがって最低保障年金を権利として保証することができる仕組みをつくることができる、普通は考えられているようであるが、本当にそうなのかどうかわたくしには判断がつかない側面もある。目的税化しておけば税収を他の公共支出部門よりも優先的に

⁴ 権丈(2004)『年金改革と積極的社会保障政策——再分配政策の政治経済学Ⅱ』p.259.

⁵ 権丈(2005) [初版(2001)]『日本の社会保障と医療——再分配政策の政治経済学Ⅰ』p.259.

⁶ 高山・権丈(2004) 新春対談「[平成16年 年金制度改正の年を迎えて——高山憲之一橋大学教授](#)」『年金時代』2004年1月号, p.6.

⁷ 高山・権丈(2004), p.6.

⁸ 権丈(2004)『年金改革と積極的社会保障政策——再分配政策の政治経済学Ⅱ』pp.247-62.

利用できるために年金は安定した財源を確保できるということは、違った側面——たとえば財務省サイド——からみれば、年金目的消費税が硬直化してしまうということである。この硬直化が年金の権利性付与の視点からながめれば、長所として受け止められるのである。けれども、はたして年金目的消費税は、硬直化することにより年金に安定した財源をもたらすのか。ここで硬直化している目的税の例として、まず道路特定財源を思い浮かべることができるであろう。以前、この道路特定財源を題材とした目的税の硬直性について、次のように論じたことがある。「ある特定の公共支出が、ある特定の政治家の政治力の源となり、その公共支出ゆえに政治力を増した政治家が、次の段階では、この公共支出の生命を死守するのに成功するのである⁵⁾。ようするに、道路特定財源は、政治家にとってうまみがあるために、これを死守しようとする力がはたらき、この財源は硬直化すると考えられる。ところが、年金目的消費税は、これを死守しようとする政治家が生まれるほどのうまみをもつ税なのだろうか。このあたりのところがわたくしには分からない。

最低保障年金をまかなうために仮に最低保障年金目的消費税が導入された場合には、いずれは、この目的消費税からなんら便益を得ることのない中高所得層の不満が募り、最低保障年金の給付水準を引き下げようとするかなり強い圧力が生まれてくるとわたくしはみている。これがスウェーデンのように最低保証年金の財源が目的税ではなく普通税であるのならば状況は異なるとも思えるが、ことは目的税であるためにやっかいな状況となるおそれがある。所得が高いほど、通常、支払う年金目的消費税は多くなる。しかしそこで支払われる年金目的消費税は、実は、自分の年金給付水準にはまったく反映されていない——そういう所得層が広範囲に存在し、彼らは、毎日毎日の消費生活のなかで、最低保障年金目的消費税への不満、そしてこの財源によってまかなわれる最低保障年金の存在に不満を、目的税であるためにかえって強く感じつつけるのではなかろうか。この所得層の不満が高じれば、その不満に乗じて、最低保障年金の給付抑制を実現しようとする政治家、そして行政組織が出てくることになる。ここで重要なことは、こうした給付抑制への動き——すなわち、年金目的消費税収を少なくし、最低保障年金の給付額を下げる動き——を牽制する力が、実はどこからも生まれてこないおそれがあるということである。なぜならば、年金目的消費税と密接なつながりをもっておき、これを死守しなければ自分の政治生命が危うくなる政治家が生まれる状況が、どうにも想定できないのである。この点、道路特定財源の場合は異なる。こうした事情ゆえに、財源を年金目的消費税に求める最低保障年金が、権利性をもって給付が保証される最低年金となりうるのかどうか、わたくしには判断しかねるのである。

それゆえに、「国庫負担の引上げは皆年金性という軸ともう一つ給付の安定性という軸でみる必要があるのではないか。日本のような比較的保守性が強い国では社会保険制度への国庫負担の引上げと給付の安定性はトレードオフの関係にあることを認識したうえで政策選択すべきだと言いたい⁶⁾」と口にしたり、さらには「国民には、国庫負担割合が高まると将来的には給付削減圧力が高まるおそれがあることを説明しなければフェアではない⁷⁾」

と論じているのである。そして公的年金への国庫負担問題を考える際には、「時間を固定した上での静態的議論——たとえば未納者・第3号被保険者問題を解決するために租税方式にする等の議論」と「時間の経過を見据えた動態的議論——たとえば租税方式は給付抑制圧力が高まり、所得制限等の制約が導入される可能性が高まる等の議論」の両方を行う必要があると指摘しつづけているのである⁸。年金をはじめとした社会保障制度に対する国庫負担のあり方は本質的に難しい問題をかかえていることは歴史的経験にもとづけば分かり得ることである。すなわち、受給者の所得と関係なく低所得者にも高所得者にも等しく国庫負担をつける方式であれば、低中所得者からの不公平のそしりが制度を動かすだけの力を得ることになり、低所得者に集中して国庫負担を用いるとなると、中高所得者は、生活保護制度に類似した厳しい受給要件の設置を求めようになって、この要求が制度を動かすだけの力にまで育ってしまうのである。

実はこの勿凝学問 95 は、来週の水曜日にある「社会保障論」のテストを受ける学生さんたち、のみならず、同じく来週、法律系のひとの前で話しをしなければならぬことを意識して書いる。憲法 25 条という錦の御旗を掲げて租税でもって生存権の保障をという人が、どうも世の中には多いような気がするんだけど、それって、なかなか難しいんですよー別に僕が特別に cool heart 冷たい心の持ち主だというわけじゃないですからね。

次の文章をご参照くださいませ。

- 勿凝学問 31 [ビスマルクの呪縛](#)

それと、

「2004 年、年金改革の意味と意義と年金論議の攪乱要因」『医療年金問題の考え方』133-4.

ここでわたくしの疑問は、「現在の基礎年金部分である月額 6 万 5 千円前後の給付を、もう少し増額することが最低保障部分にふさわしい」とする希望を、はたして安定的に実行可能なのであろうかということである。短期的には、政治では何が起こるかわからない。ゆえに、何かの拍子で月額 6 万 5 千円前後に若干上乘せされた 7 万円程度の基礎年金が、租税を財源として実現するかもしれない。けれども長期的にみた場合、その制度には給付抑制圧力が強く働き、将来的には、月額 7 万円程度という基礎年金の給付水準は、情けも容赦もなく切り下げられはしないだろうか。さまざまな欠陥をかかえる社会保険方式の支持者がいまなお存在する大きな理由は、社会保険による財源調達の方が租税のそれよりも強く、ゆえに給付の安定性が高くなるということが、これまで歴史的・経験的によく知られているからであろう、とわたくしはみている。

政策を評価するためには、政策変数を動かした結果に関する予測が必要となる。基礎年金へ国庫負担という政策変数を 3 分の 1 から 10 割に動かすと、たしかに橋木氏による第 1 から第 3 のメリット、およびここで付加した第 4 のメリットは生まれるであろう。けれども、基礎年金租税方式をいう人たちの視界に入っていない要因が作用して、租税方式を主

唱する人たちにとっては予想もしなかったこと——そして野党や連合が言うような「安心できる年金のために租税方式を」という言葉は（無知ゆえの悪気のない）ウソであって、租税方式となれば年金は安心できないものとなると考えている人にとっては予測通りのこと——が起こるのではないだろうか。従来、基礎年金の財源を租税と保険料のいずれにすべきかという問題は、神学論争のようなものであると言われつづけてきたが、そうではない。歴史上の話(?)に譬えるとすれば、この問題はカッサンドラの予言をトロイの王プリアモスが聞き入れなかったために、トロイが崩壊した話に近い。木馬をギリシャの策略だとして、城内に引き入れることを真っ先に反対したカッサンドラ。しかし彼女は、アポロンから予言の能力をプレゼントされていたが、彼女がアポロンを袖にしたために、アポロンから彼女の予言を誰も信じないように呪いをかけられてもいた。基礎年金の財源選択の議論は、国内外の歴史的事実にもとづいて、医療経済学者のフックスが言う「制度は重要である(Institutions matter)」ということを知っている者による予測力の話なのである——と示すために、2005年1月に次のようなことを連合に呼ばれた時に話したことがある。そのときの様子は、権丈(2005年1月28日、勿凝学問28)「年金をバスタブで溺れるくらいに小さくする方法」にまとめているので、それを引用しておこう。もっとも、文体は若干変えてはいる。

ここに出てくる、勿凝学問28は、

- 勿凝学問28 [バスタブに公的年金を溺れさせる方法](#)

おっと、勿凝学問38には、次のようなことも書いてますね。

勿凝学問38 [もうひとつの終戦記念日 2005年8月9日](#)

『医療年金問題の考え方——再分配政策の政治経済学Ⅲ巻』pp.513-5.

民主党の言う無拠出最低保障年金とミーンズ・テストなしの生活保護との類似性

それにしても、この国は戦後60年を迎えて、よほど豊かになったようで、全国民に最低でも7万円の無拠出年金を保障する制度に憧れさえ抱くほどに、寛大になった模様である。

極端なはなし、教育の義務（憲法26条）、勤労の義務（憲法28条）、納税の義務（憲法30条）という日本国民の三大義務の中のいくつか、あるいはすべてを放棄してきた高齢者にさえも、（一種のペナルティと解釈し得る）ミーンズ・テスト⁹（資産調査）なしで7万

⁹ 基礎年金の方が生活保護よりも給付水準が低いのは大いに問題であると、胸を張って言うことのできる人は、ミーンズ・テスト、スティグマという専門用語を、調べてくださいませ。「スティグマ」という言葉を理解できるかどうか、このあたりが、社会保障を専門とする経済学者と社会保障くでもの経済学者の分岐点になる・・・と、よく話しております。

円の最低保障年金を給付し続け、しかもそのための財源として、中・高所得者の負担を期待した年金目的消費税——正確には、「最低保障年金目的消費税」もしくは「低所得高齢者年金目的消費税」¹⁰——を創設するという案を争点のトップにもってくれば、総選挙で与党と戦えるかもしれないと、野党に信じ込ませた国民の寛大さというのは、実にたいしたものである。おそらく彼らの最低保証年金は、ホームレスのひとたちにも給付されるようになるのであろうが、最低保障年金というのは、ホームレスを増やす方向に働くのであろうか、それとも減らすように作用するのであろうか——悩ましい問題である。最低保障年金の受給年齢までは所得ゼロのホームレスでも、誕生日を迎えたらいきなり7万円の年金をもらうことができるというのである——なんとも不思議な制度であり、そのための費用負担として、主に中・高所得者が支払う「最低保障年金目的税」を創設したいらしい。

民主党の言う最低保障年金とは、「ミーンズ・テストなしの生活保護」のような性格を持っているのに、そういう制度のための費用負担を許容する<寛大な中・高所得者が住む国>は、世界中のひとつとがうらやむある種ユートピアであるのかもしれない——<ユートピア>とは、『ユートピア』の著者トマス・モアの造語であり、これはどこにも存在しないという意味を表す。

ということで、わたくしはいま、「黒部の太陽」と、職業柄、「民主党の年金改革案」を、どうしてもみてみたいのであるが、悲しいかな、両方とも、世の中には存在しない。そこ

「ミーンズ・テストにともなうスティグマ」の意味が分からないのであれば、基礎年金と生活保護を比較して、なんのかんのと発言されないことをお薦めします。何も知らないで発言したことを、少し賢くなった後に後悔されることになりかねないと思いますので、老婆心ながら。

参考までに、わたくしの講義の過去問のひとつを貼り付けておきます。400字程度の模範解答を作って、お友だちと採点しあってみましょう。

[「貧困と公的扶助」](#) [村上雅子(1984)『社会保障の経済学 初版』]、[「生活保護の対象と貧困問題の変化」](#) [中川清(2002)『社会福祉研究』第83号]のなかの1ページ、そして、寺久保光良(1988)『福祉が人を殺すとき』[あけび書房]の[まえがき](#)、杉村宏(1998)『現代の貧困と公的扶助』[放送大学]の[生活保護受給者の自殺](#)の話を参考としながら、生活保護という制度に内在する、[ミーンズ・テスト](#)、[スティグマ](#)について、400字程度で説明しなさい。

¹⁰ 民主党案では、低所得の高齢者に給付される最低保障年金のための目的税を創設するというになっているのであるから、本来は素直に、最低保障年金目的税、低所得高齢者年金目的税と言うほうが、実態を表す。民主党が言うように、年金目的消費税と呼ぶと、多くの人たちは、現行の基礎年金のための目的消費税と勘違いすることになり、その税率が3%で実現できるのかとも誤解することになるかもしれない。もっとも、その勘違いと誤解を狙って、民主党は年金目的消費税という言葉にこだわっているという見方も可能ではあるが、まさかそのようなことはあるまい【[勿凝学問 17](#)「2007年 中日の優勝を機に年金のことで論じてみる」参照】。

で、せっかくの夏休みなのに、こうした雑文でも書いて、暇つぶしをしているわけである。「黒部の太陽」の著作権をもっているはずの石原軍団さん、そして年金改革案の肉付けをやると思ったこともないようにもうかがえる民主党様、DVD にしたり、ちゃんとした改革案に作り上げる作業を、よろしくお願ひしますよ。コストも時間もかからないのですから。

あれあれ、こんなことも書いてるな。

勿凝学問 17 [2004 年中日のセリーグ優勝を機に年金のことも論じてみる](#)

2004 年 10 月 2 日脱稿

『医療年金問題の考え方——再分配政策の政治経済学Ⅲ巻』 pp.288-9.

思うのであるが、再び年金を争点とした勝負に挑むのは、民主党にとって得策ではないのではなかろうか。前回の参議院選挙の際には、年金のまわりで、年金体系の本質とはあまり関係のない事件が次々と起こったので、世論はむしろ感情的な反発から、年金経済学者・メディア・民主党連合による政府叩きに喝采を送った。その結果、民主党は、岡田代表選出から参院選までのわずか2ヶ月弱の短期決戦を有利な形ですすめることができた。しかし今ここで年金を再度争点にするとすると、次の選挙までの数年間にわたる長期戦になるのである。思慮に欠ける研究者やメディアの言論が自然淘汰されていく猶予のある長期戦の中で、民主党は勝算のある年金戦略を、はたして立てることができるのか。

たしかにいまだに大手新聞は、「民主・連合が基礎年金で基本合意」などと報道してくれてはいる。けれども、大新聞の年金・社会保障担当者が、今日の郵政民営化ブームの中で時間をもてあまし、落ち着いて年金や社会保障を勉強するようになれば、さすがに彼らも9月29日の朝日新聞朝刊のように「民主党と連合の間には埋めがたい溝」があることに気づくようになるだろう。その時、国民は、2004年7月の参院選で民主党に踊らされた踊りが、政治的にも技術的にも実行可能性の薄い絵空事にのせられていただけであったことに気づくおそれもある。

それに民主党の年金改革案は、所得階層間の利害対立を浮き彫りにさせてしまったことにも気づいておいてもらいたい。民主党の年金改革案は、3%の〔最低保障〕年金目的消費税さえ支払えば、低所得者は最低保障年金を受給することができることを低所得者に教えた〔3%の消費税率で、はたして意味のある最低保障年金を給付することができるのかという疑問はあるが、ここではそれを問わないでおく〕。それゆえに、もし自分たち低所得者層が3%以上の消費税を払わされるとなれば、それは中高所得者の給付のためのものなのであって、決して自分たちの年金のためではないことを、低所得者に自覚させた。他方、中高所得者には、彼らが支払う3%の消費税は、主に低所得者の年金のための分であって、支払った〔最低保障〕年金目的消費税は自分たちの給付にはまったく反映されない——のみならず13.58%の現行保険料を維持するという民主党案では、中高所得者の年金総額は大

幅に減額され、自分たちの年金減額を避けるためには3%の消費税などでは決して足りないことを自覚させた。こうした所得階層間の利害対立を、当事者たちに強く意識させたのは民主党の年金改革案なのである。税を財源とする最低保障年金を考える民主党の案は、所得階層間での利害対立を強く意識させるようになるということは、民主党が年金改革案を国会に提出した4月に指摘した通りであるし、別にその時にわざわざ指摘しなくとも、はじめから分かってたことなのである。

さてさて、最近の世論調査から分かることは、彼ら民主党が世の中に存在したことによる最大の政治的成果は、この国の人々の間での年金不信感を高めたことですね——ご立派なことだと思う¹¹。ダイハード4を観てすぐだから言うわけではないけど、2004年の参院選の頃から彼らのやってきたことは、選挙で勝つという政治目標を達成するために、年金不信感を煽り、そこで生まれる国民の不安感情を最大限利用するという情報テロだったと総括できそうな気がする——ただし、年金記録問題初期における働きは除く。

- 勿凝学問 45 [「被用者年金一元化のゆくえ」随筆依頼をきっかけに考える説得・予言・風刺の微妙な関係](#)
- 勿凝学問 41 [肥満訴訟よりは勝ち目があると思う年金未納推奨訴訟](#)

¹¹ 今日、17日、学生のレポートを読んでいると、次の文章が印象に残ったのであろう、何人も引用していたので、ここに紹介しておく。

権丈(2006)『医療年金問題の考え方』p.108.

本論全般を通じて思考のベースにあるのは、次のようなものである。すなわち、公的年金は、未納未加入者を負担者、加入者を受益者とする所得再分配制度として機能している側面があり、それゆえに、この制度が存続するかぎり（そして常識的な時間割引率が仮定されるかぎり）、加入者は未納未加入者よりも得をする制度として公的年金は仕組まれている。のみならず、ここで年金の破綻を、「過去の保険料支払い履歴が帳消しにされること」と定義するのであれば、年金保険料支払経験者が多数派を占めるようになった民主主義制度のもとでは、公的年金の破綻はあり得ず、負担と給付のアンバランスが生じれば、再びバランスがとれるような微調整をした政党が与党になり得るのであって、所得分配が大幅に動く改革や年金を破綻させることを公約する政党は、野党にしかかなり得ないということなどである。

なお、民主党年金改革案は、過去の未納未加入者、そして低所得ゆえに保険料支払いが免除されていた人たちにも基礎年金を満額支払おうという、「過去の抛出履歴を無視」した制度を想定しているようなのである（ただし、小沢代表のホームページには違うことが書いてある）。これが実現すれば、万国の年金の歴史上、記念碑的な抜本改革であると評することができよう。さらに民主党年金改革案は、こうした未納未加入者や免除者にも満額支払う基礎年金の財源として、5%の年金目的消費税を全員が負担しながら、しかも年収600万円以上の方は基礎年金の給付を遠慮する制度を想定しているようである。これが実現し、その制度が安定的に運営されるとすれば、日本国民は、「能力に応じて働き必要に応じて受け取る」人類未到の境地に達した史上最も利他的な国民として、未来永劫、人類の記憶に留められることになるであろう。いやはや、大したもんだ、日本人というのは。

7月11日記者クラブ主催の7党首論戦での小沢代表による所得制限発言を機に、年金論議が年金記録問題から制度論にシフトしたようではある。そしてどうせ制度論をとるのであれば、民主党案については、基礎年金所得制限のあり方、保険方式から租税方式への移行の具体的手順、そして自営業者、農業者、無業者を含めた国民全員での一元化実現の具体的方法、そして民主党案を実行すれば、所得を過少に申告したくなるインセンティブが今よりは相当に強くなると考えられるのであるが、この問題を民主党はどのように考えているのかについてもっと追及してもらいたいと思う。被用者、自営業者、農業者の間で、ク・ロ・ヨンとかトウ・ゴー・サンと言われる所得捕捉率に違いがある状況下で、基礎年金の給付に所得制限を課せばどのような事態が生じると予想されるのかも詰めてもらえればと期待したい。捕捉率の問題にどう対処するのかと問えば、民主党は（今は頬被りしている）納税者番号制の導入を持ちだすかもしれないが、納税者番号制は捕捉された所得管理を合理化する方法であり、納税者番号制を導入したからといって捕捉率の問題そのものは解決しないことも忘れないでもらいたい。それに報酬比例部分については、「納めた保険料は必ず戻る」とか言っているけど、それは、障害年金や遺族年金を全廃する（もしくは別制度にする）ということの意味すると思うのだけど、いつになったらその辺りの話しをしてくれるのだろうか。もっといえば、今の年金は、このまま運営していけば年金保険料があがり将来の年金給付に当てられるのに、その約束をすべて無しにして、消費税5%を所得制限付きの基礎年金のみにまわすという考え——消費税を使って行わなければならない公共サービスは山ほどあるのに、民主党案の下では将来のこの国の政策の選択肢が大幅に狭められますね。本当のところ、よろこぶのは経済界のみ（[勿凝学問 28](#)参照）。

これを機に、冷静な「社会保障論議」、建設的な「国づくり論議」をする際の妨げとなっている諸悪の根源たる民主党の年金改革案の正体を、ひろく国民に知らしめてくださることを、メディア関係の方々に期待したいところです——でも無理かな、この数年間、メディアそのものが民主党のコミ戦（コミュニケーション戦略）の思いのままにあしらわれているみたいだし（笑）。

それにしても面白いのは——「年金を問う！」などと言って有権者が民主党に投票しても、将来、かりに彼らが与党になったとしてもだよ、民主党の年金改革案を、彼らを選んだ有権者は手に入れることはできないんだよね。なぜならば、民主党の年金改革案は実行できるしろものではないからである。民主党が年金改革法案を詰めている段階で、山ほどボロがでてきて、民主党を選んだ有権者は彼らの年金改革法案に必ず騙されたと思うことになり、必ず彼らの年金改革案を見放すことになる。まあ、それはそれでどうでもいいことだけど、そういう政治遊びをしている間に、日本の医療は完膚なきまでに崩壊するだろうことは確かだろうね。医療問題を傍観している時間的な余裕など、この国にはないんだよ。

追記

選挙公示日 2007年7月12日翌日の昨日、7月13日一日で、次のような連絡をもらっています。みんな、知らないひとです。これからも、どんどこ集まるかな（笑）。

例1

- > 組合は何の利益を享受しているのか、思想が合うのでしょうか、
- > 某〇主党を応援しているのですが、
- > 会社の昼休みに「不在者投票に皆で行こう！」キャンペーンや
- > 投票日には会社の寮の前で「遊びに行く前に投票へ！」キャンペーンを彼等
- > は、やっています。

例2

- > さて私の勤務する会社の組合は、投票にいったかどうか家族も含めて
- > 報告してほしいそうです。
- > なにやっつてんだと言いたくなります。

例3

- > ちなみに貴重な情報ではないですが、うちの会社ではオルグじゃないですが、
- > 立候補者の演説を強制的に聞かされることがあって、その時は残業していたら、上
- > から烈火のごとく怒られます。
- > 中堅どころの組合担当になると休日にポスター貼りの手伝いです。。。。
- > たぶん、労使合意です。あほみたいです。

ウェーバーは、『職業としての政治』、『職業としての学問』を論じたけど、『職業としての組合活動』も書いておいてもらいたかった（笑）。職業になった瞬間、なにごととも当初のものとは性質が変わってしまうものなんですよ、ウェーバーさん。

もう一度言っておきます。

『医療政策は選挙で変える——再分配政策の政治経済学IV』はじめにより

今の時代、医療関係者や労働者たちが政治家をかかえたり、政党に大金を献金したりするような政治に媚びる旧来の手法を採ることは、かえってみずからの行動に足枷を科すことになるのではないかと思っている¹²。政治家が欲するのは選挙の際の票にあり、他は票を

¹² 「団体の選挙貢献 査定へ 自民 業界要望 扱いに差」『朝日新聞』2007年5月8日朝刊にあるように、自民党が「参院選に向けた業界団体の引き締め策として、同党への支援を数値化し、貢献度に応じて団体側の要望を政策に反映させる仕組みを導入することを

得るための手段にすぎない。選挙の度に、自分たちに最も関心のある政策に集中して、政党を評価しては投票する。選挙前夜にでもmanifestoの中の、たとえば医療政策のページを見るまでは、どっちにつくか分からせずに、主体的に浮動票を演じる——それでいいではないか

みなさんお立場もあるでしょうから、会社推奨の組合活動にはよろこんで参加する振りをしながら、投票は主体的に行う——それでいいではないか。

それにしても、届いてくるメールを拝見すると、勿凝学問 94 で、次のように政党が支持率を上げる2つの方法の他に第3の方法として、「党首が各地の労組に挨拶をしまわるドブ板選挙」も加えなければならないようだ。

勿凝学問 94 [NHKがあるんだから国営政党もあっていいじゃないかな \(笑\)](#)

先週のスティグリッツ『公共経済学』は「医療」だったので、そこで話した「クリームスキミング」という概念を思い出してもらい、「民間医療保険は、大きく二つの方法で、利潤を増やすことができる。ひとつは、経営の効率化、いまひとつは、「クリームスキミング」と呼ばれる疾病リスクの低いひとの選択。医療保険会社にとって、いずれの方がコストパフォーマンスが良いかという間違いなく後者のクリームスキミング——ここが問題なんだよね」と、まず話す。

それに続けて、「それと同じように、政党も、ふたつの方法で支持率を上げることができるとしよう。ひとつはシンクタンク機能を強化してしっかりとした政策を提示する方法。いまひとつは、ライバル政党のスキャンダルをあげつらう方法。いずれの方がコストパフォーマンスが高いかという間違いなく後者のスキャンダルをあげつらう方法——ここが問題なんだよね」と・・・。

決めた」ことは承知の上で、今日のmanifesto選挙の下では、医療関係者や労働者たちは「政治に媚びる旧来の手法」よりも政策形成に影響を与える方法があると、わたくしは見ている。